

## 注意事項

### ■所属学部・学科(研究科・専攻)

受講科目や取得希望資格種類から、本学が定める所属学部・学科判定上の判断基準に照らし合わせ、所属学部・学科(研究科・専攻)を決定します。複数の学部学科(研究科・専攻)の講義を出願した場合でも同様です。同一年度内に所属学部(研究科)の変更はできません。

### ■年間履修登録単位数の上限

[学部]

年間に受講できる単位は、40単位を上限とします。

また、各受講期間(第1期・第2期)における受講単位数の上限は24単位を目安とします。なお、履修過多と判断された場合、受講が許可されないことがあります。

(※教育職員免許状および博物館学芸員の資格取得を目的とした受講の場合、24単位を超えて受講を許可する場合があります。)

[研究科]

科目等履修生が受講できる単位数は下表の通りです。

※( )は、認定可能な修了単位数の上限。

研究科	専攻	修士課程	博士後期課程
文学研究科	仏教学専攻	8 (4)	8 (4)
	英米文学専攻	8 (4)	8 (4)
	社会学専攻	8 (4)	8 (4)
	史学専攻	8 (4)	8 (4)
	国文学専攻	8 (4)	8 (4)
	哲学専攻	8 (4)	8 (4)
経済学研究科	経済学専攻	10 (10)	8 (8)
法学研究科	法学専攻	8 (10)	
経営学研究科	経営学専攻	10 (10)	
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	10 (6)	-
	教育福祉学専攻	10 (6)	-
地球環境科学研究科	環境システム学専攻	10 (10)	-
	地理空間システム学専攻	10 (10)	-
心理学研究科	応用心理学専攻	8 (8)	
	対人・社会心理学専攻	8 (8)	
	心理学専攻		4 (4)

## ■受講申請上の注意事項

### ●受講申請を認めない科目について

以下の科目は原則として、受講申請を認めません。

- ①演習科目（卒論指導等含む）
- ②ゼミナール
- ③教養的科目（一般教育科目・保健体育科目・外国語科目等）

※ただし、資格取得に際し履修が必要となる場合は、特例として申請を許可する場合があります。

- ④抽選科目（学部生を対象に受講生の抽選を行う場合がある科目）

### ●実験・実習科目の受講申請について

①教育実習・野外実習・実験実習・博物館実習・保育実習・その他の実験実習科目については、原則として本学出身者のみが申請できます。

②実験・実習科目を受講するには、1年間の在籍期間が必要です。また実習科目によっては、複数年にわたって在籍を要する場合があります。

③小学校教育実習・幼稚園実習・保育実習は、社会福祉学部子ども教育福祉学科（人間福祉学科）の出身者のみが申請できます。

④教育実習・保育実習は、本学出身者でかつ、自身で実習受け入れ校を確保できる方のみを受講対象とします。教育委員会、出身校、縁故のある学校と直接交渉し実習受け入れ校を確保してください。大学からの斡旋、紹介は一切行いません。

⑤教職課程「介護等体験（実習）」のみの申請はできません。体験年度は前後指導を含め1年間の在籍が必要です。原則として、本学出身者以外は申請できません。

⑥博物館学芸員「館務実習」については、前提科目を修得している方で実習先を自分で確保できる方のみが申請できます（ただし、通年科目のため、秋期からの登録はできません）。受講にあたっては、いくつかの条件があります。取得希望者は必ず事前に学事課にお問い合わせください。

### ●各種資格について

①各種資格（教員免許状、博物館学芸員等）の取得を希望する方は、事前に学事課科目等履修生担当までお問合せください。

②博物館学芸員関係科目については、本学出身者のみが申請できます。

③図書館司書関係科目は、在学中に2学年（2年目）以降で履修すべき科目の一部しか修得できなかったため、残りの単位の修得を目的とする本学出身者のみが申請できます。

④社会福祉主事関係科目を修得しても、社会福祉主事資格（任用）は取得できません。

⑤社会調査士関係科目（文学部社会学科、心理学部対人・社会心理学科）を修得しても、社会調査士資格は取得できません。

## ■その他

- ① 前提条件のある科目（定められた科目を修得していないと、履修が認められない科目）については、受講が許可されない場合があります。
- ② 諸事情により、時間割が変更になる可能性があるのでご了承ください。
- ③ 科目等履修生は学割（通学を含む）を利用できません。
- ④ 「成績証明書」（和文・英文）・「在学証明書」（和文・英文）の発行が可能です。必要の際は、所属キャンパスの学事課窓口にて手続きを行ってください。
- ⑤ 本学（本学大学院）に正規生として入学する際、申請により科目等履修生として修得した単位を、入学学部の教授会が定める範囲内において卒業単位数として認定する制度があります（大学院については、研究科により修了認定単位が異なります）。申請を希望する場合は、上記④の方法で成績証明書を受領した後、入学手続き時に指示される所定の方法で、入学予定の学部事務室（研究科事務室）に提出してください。
- ⑥ 手続き完了後の受講科目の取り消し、変更は認められないので注意してください。
- ⑦ 学部独自で設置している施設・設備については使用が認められない場合があります。